○文部科学省告示第六十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年八月六日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
鞍埼灯台	平成三十一年文部科学省告示第五十七号	宮崎県日南市南郷町中村字倉崎七一〇五

○特許庁告示第五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月六日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　［略］ 二　シンガポール知的所有権庁　二十六万四千円 三　［略］	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　［略］ 二　シンガポール知的所有権庁　二十五万四千八百円 三　［略］

附　則

1　この告示は、令和七年九月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百八十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月六日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	宮崎市大字生目字池ノ内三六七一番一から同市清武町大字船引字立神二二〇九番一まで	令和七年八月七日六時

○国土交通省告示第七百九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北関東自動車道	太田市上強戸町一二六六番二	前	最大 五四 最小 四九	五三
		後	最大 五四 最小 四九	

○国土交通省告示第七百九十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日（令和）
7KOY	144553	飛鳥ＩＩＩ	7. 5. 7
7KQO	144769	ＫＵＲＩＫＯＭＡ	7. 5. 7
JD5507	144880	海玲丸	7. 5. 12
JD5535	144919	第二十六親力丸	7. 5. 12
JD5538	144928	ＴＡＩＹＯ	7. 5. 13
7KQP	144770	ＧＥＮＴＡ　ＭＡＲＵ	7. 5. 14
7KQT	144791	愛知丸	7. 5. 15
7KHB	143829	ＯＮＥ　ＭＡＸＩＭ	7. 5. 16
7KRM	144845	第三十八日昇丸	7. 5. 16
7KRV	144871	ＳＯＬ　ＥＸＰＬＯＲＥＲ	7. 5. 19
JD3683	142170	第五十三栄宝丸	7. 5. 21
JD5516	144894	そうめい	7. 5. 21
JD5551	144948	ＺＬＣ凪神丸	7. 5. 22
JD5531	144914	正清	7. 5. 23
7KSX	144950	ＯＮＥ　ＭＡＪＥＳＴＹ	7. 5. 28
JD5490	144855	第五十五冨美丸	7. 5. 28
JD5544	144938	東華丸	7. 5. 28
7KSS	144925	ＯＮＥ　ＭＡＴＲＩＸ	7. 5. 29
JD5471	144825	大和	7. 6. 2
JD5554	144956	明鶴	7. 6. 2
JD5523	144903	双葉丸	7. 6. 6
7KSB	144897	はまかぜ	7. 6. 9
JD5550	144947	新生丸	7. 6. 10
7KRO	144852	白山丸	7. 6. 11
JD2839	140893	さかい	7. 6. 11
JD5446	144788	さんふらわあ　ぴりか	7. 6. 13
JD5534	144918	聖白	7. 6. 17
JD5521	144901	泉寿丸	7. 6. 23
JD5532	144916	竜王	7. 6. 23
7KSP	144922	ＯＮＥ　ＨＥＬＳＩＮＫＩ	7. 6. 25
JD5493	144861	第二十七浜吉丸	7. 6. 26
JD5530	144913	第二十八浜吉丸	7. 6. 26
JD5568	144972	第七清寿	7. 6. 26

○国土交通省告示第七百九十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日（令和）
JAYU	129786	もとうら	7. 5. 1
JH2697	119858	第八海勢丸	7. 5. 1
JM6714	136865	第十二晶恵丸	7. 5. 2
JMSH	130744	第十一太陽丸	7. 5. 7
JRRF	130931	第三明神丸	7. 5. 8
JM5978	130480	第二昇運丸	7. 5. 8
JK5579	136119	白風丸	7. 5. 9
JG5323	134962	はたかぜ	7. 5. 13
JM5900	132584	第二龍王丸	7. 5. 13
JK5156	132566	おれんじまーきゅりー	7. 5. 14